

令和4年度福祉サービス第三者評価推進事業の実施について（案）

- 1 宮城県福祉サービス第三者評事業推進委員会の開催
開催予定数：2回程度（7月，12月予定）
 - 第三者評価事業に係る重要事項の調査審議
 - 【第1回：年度計画に係る審議，第2回：具体案審議】
 - ・幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の評価基準適用
 - 評価機関の認証に係る調査審議（認証部会）
- 2 幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業の評価基準適用
幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を，保育所版の評価基準として適用する
- 3 評価機関の募集・認証
募集期間：5月から6月まで
評価機関の認証に係る調査審議（認証部会）を経て認証
- 4 評価調査者研修の実施（宮城県社会福祉協議会へ委託）
養成研修：令和4年12月実施（予定）
継続研修：令和5年2月実施（予定）
- 5 普及啓発
 - 【社会福祉課】
 - 〔事業者向け〕
 - アンケート結果活用による周知
 - 各種事業者集団指導，研修会等での周知
 - 各種指導監査等での周知
 - 各事業者への制度周知・受審促進通知
 - 啓発リーフレットの作成，配布
 - 〔県民向け〕
 - 県ホームページでの情報提供，啓発リーフレット配布
 - 〔市町村向け〕
 - 受審促進協力依頼
 - 【長寿社会政策課】
 - 介護保険事業者を対象に，県ホームページで情報提供する。
 - 【子育て社会推進課】
 - 第三者評価のリーフレットを配布。
 - 【障害福祉課】
 - 実地指導等の際に，事業者等に第三者評価事業について周知する。